

## 横浜市空家等対策協議会運営要綱

制 定 平成 27 年 8 月 12 日 建企 第 84 号 (局長決裁)  
最近改正 令和 6 年 6 月 27 日 建住政第 803 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 8 条に規定する協議会として組織する横浜市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

### (所掌事務)

第 2 条 市長は、空家等対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議会で協議を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

### (委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者については、市長が就任を依頼する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれらを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 協議会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第7条 協議会に、特定又は専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の委員又は協議に必要と考えられる者で、会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会は、当該特定又は専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。

(委員への謝金の支払)

第8条 本市職員以外の委員には、協議会又は部会への出席に対する謝金として、日額14,000円を支給する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建築局住宅部住宅政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。